

告 示

埼玉県告示第六百七十九号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を次のとおり指定する。

令和八年十月六日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 要措置区域

別図のとおり（埼玉県狭山市入間川字ウ五千七十七番二の一部及び五千九十番一の一部）

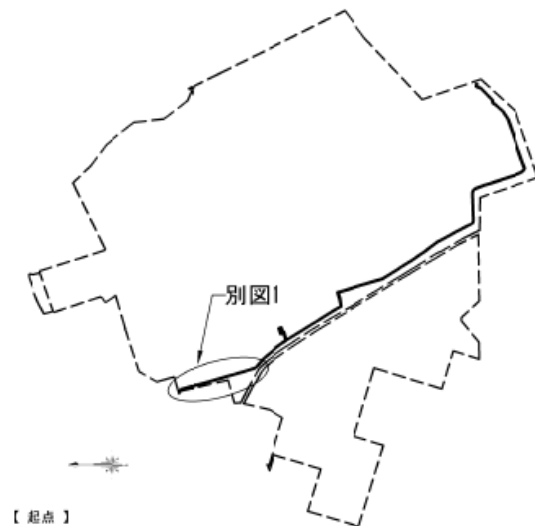
二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

三 講ずべき指示措置

地下水の水質の測定

別図



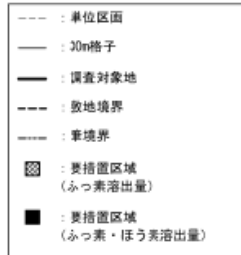
【 起点 】

起点は、埼玉県狭山市入間川字ム
4998 番 2 内の座標
調査対象範囲の最北端を起点とする。

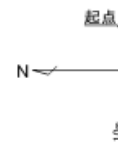
【 格子 】

格子は、起点を通り、東西方向及び南北方向に
引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた
線により構成されている格子を示す。
格子の回転はない。

【 凡 例 】



埼玉県狭山市入間川字ム
4998 番 2



別図1

埼玉県狭山市入間川字ウ
5077 番 2

5090 番 1

【別図の区域指定区画の拡大図】

